

みんなのふくし



障がい者の福祉制度について



令和5年6月

幕 別 町

も く じ

- 障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 障害福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
サービスの利用の流れ 介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業
児童通所サービス利用の流れ 障がい児通所支援
- 自立支援医療費制度・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
精神通院医療・更生医療・育成医療
- その他の医療費制度・・・・・・・・・・・・・・・・P 10
重度心身障害児・者の医療助成 後期高齢者医療制度
特定医療費（指定難病）、特定疾患医療費助成
- 補装具・日常生活用具・・・・・・・・・・・・P 11
補装具・日常生活用具の給付の流れ
補装具の給付・日常生活用具の給付
- 各種手当て・年金・扶養共済制度・・・・・・・・P 14
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当
心身障害者扶養共済制度・重度心身障害児家庭見舞金
- 税金の控除・・・・・・・・・・・・・・・・P 16
所得税・住民税の控除・自動車税・自動車取得税
- 交通費の割引・・・・・・・・・・・・・・・・P 17
JR・バス・交通運賃・フェリー運賃の割引
タクシー運賃の割引・有料道路の通行料金の割引
じん臓機能障がい通院交通費の助成
特定疾患患者等の通院交通費の助成
心身障がい者施設通所交通費の助成
心身障がい児の通所交通費の助成
- その他の制度・・・・・・・・・・・・・・・・P 19
NHK放送受信料の減免・携帯電話料金の割引
郵便による不在者投票制度・手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣
自動車免許取得の助成・自動車改造費の助成・駐車禁止除外車指定
- 自立支援協議会、地域生活支援拠点等・・・・・・・・P 21
- 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・P 22
地域相談員・十勝圏域地域づくり委員会
- 幕別町内サービス事業所・・・・・・・・・・・・P 23
介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業・障がい児通所支援
- 障がい者のシンボルマーク・・・・・・・・・・・・P 29

障害者手帳

問い合わせ：福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

障がいのある人が、さまざまな支援を受けるためには、手帳の交付が必要です。

身体障害者手帳

長期にわたって、身体に障がいのある人に身体障害者手帳が交付されます。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更正相談所から知的障がいであると判定された場合、療育手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患によって、長期にわたり、日常生活または社会生活に制約がある人に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。



各種手帳申請書



障害福祉サービス

問い合わせ：福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

障がいのある人が地域で安心して生活するために、必要なサービスを受けることができます。

◎サービス利用申請

町担当窓口申請書を提出します。



障害福祉サービス申請書



地域生活支援事業申請書

◎サービス等利用計画案提出を依頼

(地域生活支援事業)

(介護給付)

★指定特定相談支援事業者と契約

申請者は、計画作成をお願いしたい相談支援事業所を決定し計画相談支援の提供について契約します。

※計画は申請者が「セルフプラン」を作成することも可能

(訓練等給付)

◎障害支援区分の調査

調査員が申請者の心身や生活状況等について調査を行います。

◎障害支援区分の認定

調査結果と主治医意見書をもとに、審査会で障害支援区分を認定します。

★障害支援区分とは(区分1~6)障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。介護給付を利用する時には、この区分が必要となります。

★サービス等利用計画案又はセルフプランの提出

契約した相談支援事業所が作成された計画書を提出します。

◎サービスの支給決定

利用できるサービス内容と量、有効期間などを決定します。

◎暫定支給決定

サービスの利用状況を見ながら、本人に適切かどうかを判断します。

◎受給者証の交付

支援区分や決定内容が記載された受給者証を受取ります。

★サービス等利用計画の作成

◎サービス提供事業者と契約

◎サービスの利用開始

サービスを利用し、自己負担額をサービス事業所に支払います。

介護給付

サービス名称	サービス内容	利用条件 ※障害支援区分等
居宅介護※ (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。	区分1以上（障がいのある児童はこれに相当する支援の度合）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難があり常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。 また、入院または入所中の人に対して、意志疎通の支援やその他の必要な支援を行います。	区分4以上であり、次のいずれかに該当 ①二肢以上に麻痺等があり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること ②行動関連項目等の合計点数が10点以上
同行援護※	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」および「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上
行動援護※	知的障がいや精神障がい等により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。	区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上（障がいのある児童はこれに相当する支援の度合）
重度障害者等包括支援※	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	区分6（障がいのある児童はこれに相当する支援の度合） ※その他詳細な条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

サービス名称	サービス内容	利用条件 ※障害支援区分等
短期入所※ (ショートステイ)	介護者が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1以上（障がいのある児童はこれに相当する支援の度合）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上での管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人は区分6 ②筋ジストロフィーまたは重症心身障がい者は区分5以上
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	①区分3以上（施設入所者は区分4以上） ②50歳以上の場合は区分2以上（施設入所者は区分3以上）
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

※は障がいのある児童も利用できる障害福祉サービスです。



訓練等給付

サービス名称	サービス内容
自立訓練 (機能訓練)	理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）に該当する人のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対して、地域移行に向けて一定期間、生活能力等の維持・向上のための訓練その他必要な支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の人で、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型＝雇成型 B型＝非雇成型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に、就労等に関する相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の相談対応等により、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活上の必要な援助を行います。

地域生活支援事業

サービス名称	対象者	サービス内容
訪問入浴	身体障がいの方	浴室での利用が困難な人に、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを提供します。
日中一時支援	—	障がいのある人が、家族の就労・病気・休息などにより介護ができないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行います。
移動支援	—	障がいのある人が、屋外での移動が困難である場合、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	—	施設で創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流等を行います。
日常生活用具給付等事業	—	障がいのある人又は難病患者等を対象に、日常生活の利便を図るために日常生活用具の給付や貸与を行います。
意思疎通支援事業	身体障がい（聴覚、言語・音声機能など）の方	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行います。



児童通所サービス利用の流れ

問い合わせ:福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

発達に心配のあるお子さんや、障がいのあるお子さんが療育を受けるために、児童通所等のサービスを受けることができます。

医師、児童相談所、乳幼児健診、発達支援センター等から利用のすすめ

障がいのあるお子さんで、サービス利用の必要がある場合

障がい福祉係に相談（お子さんの様子やご家族の状況などを調査します）

児童発達支援事業所や障害福祉サービス事業所を見学し、利用先を決める

◎サービス利用申請

町担当窓口申請書を提出します。



事業所の見学のポイント

- ★療育の内容、雰囲気がお子さんにあっているのか？
- ★スタッフの様子や契約内容の確認

◎サービス等利用計画案提出を依頼

★指定特定相談支援事業者と契約

申請者は、計画作成をお願いしたい相談支援事業所を決定し計画相談支援の提供について契約します。

※計画は申請者が「セルフプラン」を作成することも可能

★サービス等利用計画案の提出

契約した相談支援事業所が作成された計画書を提出します。

◎セルフプランの提出

◎サービスの支給決定 利用できるサービス内容と量、有効期間などを決定します。

◎受給者証の交付 決定内容が記載された受給者証を受取ります。

★サービス等利用計画の作成

◎サービス提供事業者と契約

◎サービスの利用開始

サービスを利用し、自己負担額をサービス事業所に支払います。

障がい児通所支援

サービス名称	対象となる児童	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理での支援が必要であると認められる障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援、および治療を行います。
放課後等デイサービス	小学生から高校生までの、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障がいのある児童	生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行いません。
保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童で、その施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がいのある児童	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行いません。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、児童発達支援等の障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童	自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

自立支援医療費制度



自立支援医療は、特定の障がいのある人の医療費負担を軽減する制度で、対象となる医療費の負担が原則1割となります。また、世帯の所得に応じて1月あたりの負担上限額を設定します。

自立支援医療費(精神通院医療)

問い合わせ:福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

精神及び精神障がいに付随する一定の疾病に対して、精神科の指定医療機関に通院する場合に、その医療費が助成されます。

自立支援医療費(更生医療)

問い合わせ:福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

身体に障がいのある18歳以上の人、その障がいの除去や軽減のために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

◎給付対象となる医療の例～人工関節置換術、ペースメーカー植込術、人工透析など

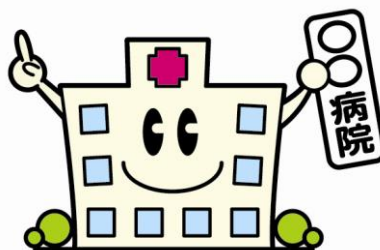
自立支援医療費(育成医療)

問い合わせ:福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

身体に機能障がいがあったり、病気を放置すると障がいを残す可能性のある18歳未満の児童が、生活能力を得るために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。



自立支援医療費申請書



その他の医療費制度



重度心身障害児・者の医療費助成

問い合わせ：住民課国保医療係

☎(0155)54-6602

75歳未満の医療保険加入者で、次のいずれかに該当する人に、保険診療の自己負担分を一部または全額助成します（所得制限あり）。ただし、入院時の食費等は対象となりません。

- 身体障害者手帳1～2級または3級の内部障がいのある人
- 療育手帳A判定の人または重度の知的障がい者と判定（診断）された人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の人（入院は助成対象外です。）

後期高齢者医療制度

問い合わせ：住民課国保医療係

☎(0155)54-6602

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度の対象になりますが、次のいずれかに該当する人は65歳から加入することができます。

- 身体障害者手帳1～3級（4級の一部を含む）の人
- 療育手帳A判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳1～2級の人



特定医療費（指定難病）、特定疾患 医療費助成

問い合わせ：十勝総合振興局

健康推進課☎(0155)27-8637

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病といわれる疾患などについて、その治療にかかる医療費が助成されます。

◎対象となる指定難病（指定難病数：338 ※令和5年4月現在）の例

多発性硬化症、重症筋無力症、悪性関節リウマチ、パーキンソン病、特発性拡張型心筋症、クローン病、潰瘍性大腸炎 など

◎対象となる特定疾患

- 国指定分（スモン、プリオン病の一部、重症多形滲出性紅班（急性期）重症多形※、難治性の肝炎のうち劇症肝炎※、重症急性膵炎※）

※平成26年12月31日までに承認された方で、受給者証の有効期間満了前に継続申請を行い、症状が基準を満たす方のみが対象です。

- 道指定分（突発性難聴、溶血性貧血、ステロイドホルモン産生異常症、難治性肝炎）

補装具・日常生活用具

補装具・日常生活用具の給付の流れ

問い合わせ：福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

◎申請 次の書類を町に提出します。

- ①申請書
- ②給付を受ける用具の業者からの見積書
- ③身体障害者手帳・療育手帳等
- ④医師からの意見書(所定の様式)



補装具・日常生活用具申請書

◎判定依頼・判定書の交付（補装具の一部のみ）

町は心身障害者総合相談所に給付が適当であるか判定依頼をします。
また、判定の結果は、町に交付されます。

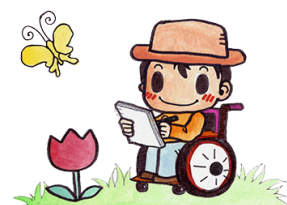
◎支給（給付）券の交付

給付が適当である場合、町から支給（給付）券が申請者に交付されます。

◎用具の受け取り

支給（給付）券が交付された場合、申請者は業者に連絡し、用具を受け取ります。受け取る時は、業者に支給（給付）券を提出し、自己負担額を支払います。

※町からの支給決定前に購入されたものにつきましては、公費負担の対象となりませんので、必ず事前申請をお願いいたします。



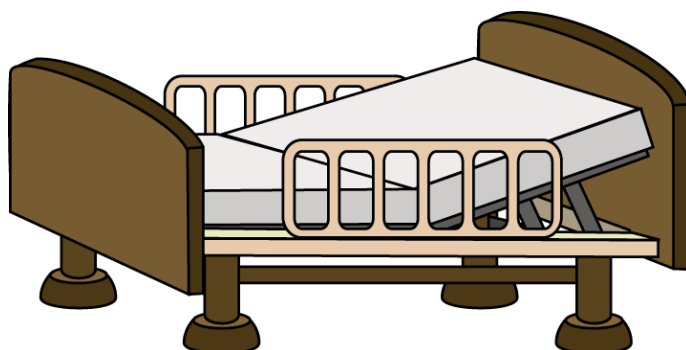
補装具の給付

身体障がい児・者の障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために次の補装具の購入・修理にかかる費用の給付をします。購入については、北海道心身障害者総合相談所へ判定依頼をすることがあります。

※施設に入所中もしくは医療機関へ入院中の方は、支給対象外となります。

視覚障がい者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者用	補聴器
肢体障がい者用	義肢、装具、座位保持装置、車いす 電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く） 【児童のみ】 排便補助具、起立保持具、頭部保持具、座位保持いす
音声・言語機能障がい、肢体障がい者用	重度障がい者意思伝達装置
内部障がい者用 (心臓、じん臓などに障がいがある場合)	車いす（手押し型）、歩行器

※各補装具には基準額や耐用年数が定められています。詳しくは福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。



日常生活用具の給付

在宅の重度障がいのある人がより快適な日常生活を行うために、安全で容易に使用できる用具を給付します。

肢体障がい者用	便器、特殊便器、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器、移動・移乗支援用具、一本つえ、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、頭部保護帽、居宅生活動作補助用具（住宅改修）
視覚障がい者用	盲人用時計、盲人用体温計、盲人用体重計、電磁調理器、点字図書、点字器、拡大読書器、点字タイプライター、情報・通信支援用具、ルーペ（電子ルーペ）、電気式歩行補助具（パームソナー）、地上デジタル放送対応ラジオ、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、点字ディスプレイ、視覚障がい者用活字読み上げ装置 歩行時間延長信号機用小型送信機
聴覚障がい者用	聴覚障がい者用屋内信号装置 聴覚障がい者用情報受信装置 聴覚障がい者用通信装置（FAX） 人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ） 人工内耳用電池
内部障がい者用	ストマ用装具、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、紙おむつ、収尿器、パルスオキシメーター、パルスオキシメーター測定センサー、発電機又は外部バッテリー
児童	訓練いす、訓練用ベッド
知的障がい者用	特殊便器、特殊マット、頭部保護帽、電磁調理器
その他	人工喉頭、火災警報器、自動消火器

※各日常生活用具には基準額や耐用年数が定められています。詳しくは福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

各種手当・年金・扶養共済制度

障害基礎年金

問い合わせ：住民課戸籍住民係

☎(0155)54-6602

- ◎ 国民年金の被保険者期間中（65歳未満）に病気やケガをして障がいを受け、障がい程度が、障害等級に該当する場合、支給されます（一定の保険料納付要件を満たしていること）。
- ◎ 20歳になる前に病気やケガをして障がいを受け、障がい程度が、障害等級に該当する場合、20歳到達すると支給されます。ただし、所得による制限があります。

※障害年金の等級は、各種手帳の等級とは異なります。

障害厚生年金・障害共済年金

問い合わせ：

年金事務所または各共済組合

厚生年金保険・共済年金の加入期間中に病気やケガをして障がいを受け、障がい程度が、障害等級に該当する場合、支給されます（一定の保険料納付要件を満たしていること）。

詳しくは、[厚生年金は年金事務所、共済年金は各共済組合](#)

までお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

問い合わせ：福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

在宅の重度心身障がい者（児）で、日常生活において常時特別な介護を必要とする人に支給します。ただし、所得による制限があります。

- ◎特別障害者手当（20歳以上） 月額 27,980円（令和5年4月現在）
- ◎障害児福祉手当（20歳未満） 月額 15,220円（令和5年4月現在）

特別児童扶養手当

問い合わせ：福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

20歳未満の在宅重度障がい児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳AまたはBの一部）を養育している保護者に手当が支給されます。ただし、所得による制限があります。

◎1級 月額 53,700円（令和5年4月現在）

◎2級 月額 35,760円（令和5年4月現在）



各種手当申請書

心身障害者扶養共済制度

問い合わせ：十勝総合振興局社会福祉課

☎(0155)27-8516

心身障がい者（身体障害手帳1～3級に該当する人、知的障がい、精神または身体に永続的な障がいを有する人）を現に扶養している65歳未満の保護者（健康な人）が掛金を払い、保護者が死亡または重度障がいになった場合、残された心身障がい者に年金が支給されます。

◎年金額 月額 20,000円（1口加入） 月額 40,000円（2口加入）

重度心身障害児家庭見舞金

問い合わせ：福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

引き続き3月以上町内に住所を有し、重度の心身障がいのある18歳未満の児童を在宅で常時保護者等の介護が必要な児童の保護者に見舞金を支給します。

◎支給額 月額 5,000円



税金の控除



所得税・住民税の控除

対象者	所得税 問い合わせ： 帯広税務署 ☎ (0155) 24-2161	道町民税 問い合わせ： 税務課住民税係 ☎ (0155) 54-6604
障害者控除 ①身体障害者手帳3～6級 ②療育手帳B判定 ③精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除 27万円	所得控除 26万円
特別障害者控除 ①身体障害者手帳1～2級 ②療育手帳A判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 40万円	所得控除 30万円

◎ 相続税・贈与税にも控除が適用できる場合がありますので、詳しくは、帯広税務署 ☎ (0155) 24-2161 までお問い合わせください。

自動車税・軽自動車税

障がい者のために使用され、車検証等に「自家用」と記載されている自動車で、一定の要件を満たす場合、障がい者1人につき1台が減免の対象となります。対象となる要件などの詳しいことは、次の各窓口にお問い合わせください。

種類	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> 自動車税 軽自動車税（環境性能割） 	十勝総合振興局納税課収納管理係 ☎ (0155) 26-9038
<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税（種別割） 	税務課資産税係 ☎ (0155) 54-6604

交通費の割引



JR・バス・航空運賃・フェリー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、運賃が割引されます。

※ 精神保健福祉手帳に写真添付がある人は、航空運賃およびフェリー運賃、十勝管内については十勝バス、拓殖バスが運行するバス路線が割引になる場合があります。

詳しくは、各航空会社・フェリー会社・バス会社等にお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、すべてのタクシー会社で運賃の1割を割引されます。

精神保健福祉手帳を提示すると、一部のタクシー会社で運賃の1割を割引されます。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

有料道路の通行料金の割引

問い合わせ：福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

身体障害者手帳または療育手帳の所定の欄に割引の記載証明を受けて、有料道路利用時に提示すると通行料金が半額になります。ただし、営業用の車を除きます。

【対象者】

◎障がい者本人が運転される場合は身体障害者手帳の交付を受けている人。

◎障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合は身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人で「重度の障がい」※がある人。

※手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第一種と同じ範囲。

【窓口で申請するために必要なもの】

◎身体障害者手帳または療育手帳

◎割引を受ける車両の車検証（ETC利用、車両の登録をする場合のみ）

◎運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）

◎障がい者本人名義（20歳未満の方は保護者）のETCカード（ETC利用のみ）

◎ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETC利用のみ）

※ETC利用者のみオンライン申請が可能になりました。QRコードから申し込みください。



じん臓機能障がい通院交通費の助成

問い合わせ:福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

幕別町に住所を有するじん臓機能に障がいのある人が、人工透析療法による医療を受けるため、十勝管内の医療機関への通院にかかる交通費を助成します。(入院による通院は対象外です。)

【助成額】

- ◎自動車及びバス～実費
- ◎タクシー～実費の半額
- ◎自家用車～1 kmにつき10円 (片道2kmを超える場合)

特定疾患患者等の通院交通費の助成

問い合わせ:福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

幕別町に住所を有する特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方が、指定難病や特定疾患を治療するため、医療機関への通院にかかる交通費を助成します。

【助成額】

- ◎自動車及びバス～実費
- ◎航空運賃～実費の半額(北海道外)
- ◎自家用車～1 kmにつき10円 (片道2kmを超える場合)

心身障がい者施設通所交通費の助成

問い合わせ:福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

幕別町に住所を有する心身障がいのある人が、社会復帰や社会参加の訓練のため、十勝管内の社会復帰施設への通所にかかる交通費を助成します。

【助成額】

- ◎自動車及びバス～実費
- ◎自家用車～1 kmにつき10円 (片道2kmを超える場合)

心身障がい児の通所交通費の助成

問い合わせ:福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

幕別町に住所を有し、居住している心身障がいのある児童が、障がいに対する機能回復訓練や治療などを目的に、施設への通所にかかる交通費を助成します。

【助成額】

- ◎自動車及びバス～実費
- ◎自家用車～1 kmにつき10円 (片道2kmを超える場合)



各種交通費助成申請書

その他の制度



NHK放送受信料の減免

問い合わせ:福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

心身に障がいのある人が一定の要件に該当する場合、NHKの放送受信料が減免されます。

【半額免除】

視覚・聴覚障がい者、重度の障がい者（身体障がい1～2級、精神障がい1級、知的障がいA判定）をもつ人が世帯主で受信契約者である場合。

場合。

【全額免除】

身体障害者手帳、精神障害者手帳または療育手帳をもつ人がいる世帯で、なおかつ世帯全員が市町村民税非課税であり、その世帯員のいずれかが受信契約者である場合。

携帯電話料金の割引

問い合わせ:各携帯電話取扱会社

心身に障がいのある人が契約し、利用する携帯電話料金の割引を受けることができます。詳しくは、加入している携帯電話取扱会社に問い合わせください。

郵便による不在者投票制度

問い合わせ:選挙管理委員会(総務課)

☎(0155)54-6608

重度の障がいをもつ人があらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておくことで、郵便を利用して投票ができます。ただし、障がい内容・等級に制限がありますので、問い合わせください。

手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

問い合わせ:福祉課障がい福祉係

☎(0155)54-6612

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいがあるため、コミュニケーションを図るため、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を無料で行います。

自動車運転免許取得費の助成

問い合わせ:福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

肢体障がい者（1～2級）のある人が普通自動車免許を取得する場合、その自動車免許に取得にかかる費用として、1人あたり10万円を限度に助成します。

自動車改造費の助成

問い合わせ:福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

就労などのため、肢体障がい（1～2級）のある人が自動車を取得する場合、その自動車の改造にかかる費用として、1人あたり10万円を限度に助成します。ただし、所得制限があります。



自動車運転免許取得費・

自動車改造費助成申請書

駐車禁止除外車指定

問い合わせ:帯広警察署
☎(0155)25-0110

駐車禁止除外指定標章を提出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所などに駐車することができます。ただし、法定駐車禁止場所での駐車は除きます。



自立支援協議会

問い合わせ：福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

自立支援協議会は、「障がいのある方が普通に暮らせる地域づくり」を目的に、障がいに関わる関係者が地域の課題を分かり合い、話し合う場として設置されています。

定例会として、毎月、地域で暮らす障がいのある方が抱えるさまざまな要望に応えられるよう、福祉関係者だけでなく、障がいのある方やその家族を含めた住民と一緒に問題点や課題を話し合っています。

障がいの有無に関係なく、どなたでも参加できますので、参加してみませんか？

- 開催日：原則第4火曜日

開催場所：札内コミュニティプラザ

※詳しい開催日時や場所は、福祉課障がい福祉係（☎(0155)54-6612）にお問い合わせください。また、町の広報紙やホームページ、公式SNSにおいても、情報を発信しておりますので、是非ご覧ください。



福祉課新着情報



幕別町公式 Twitter

地域生活支援拠点等

問い合わせ：福祉課障がい福祉係
☎(0155)54-6612

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支えていくため、地域生活支援拠点等を十勝東部4町（幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町）で共同設置しました。

これまで以上に十勝東部4町で連携していくことで、様々な課題に対応していきます。

相談支援事業



障がいのある人が抱えるさまざまな問題を相談できるよう、相談窓口を設置しています。電話だけでなく、来所相談や訪問相談もしていますので、気軽にご利用ください。



●相談事例

「どこにどんなサービスがあるのか」

「病気や障がいの程度が重くなったので、どのように生活していけばよいか」

「自立した生活をするためにはどうしたらよいか」

●相談支援の窓口

◎相談支援事業所「ひまわりの家」	札内青葉町	☎ (0155) 66-4509
◎相談支援事業所「ミラータイム」	札内中央町	☎ (0155) 66-4681
◎相談支援事業所「ひかり」	札内北町	☎ (0155) 67-1733
◎相談支援事業所「タッチあいあい」	札内中央町	☎ (0155) 56-2452
◎相談支援事業所「笑心。」	札内北町	☎ (0155) 66-4741
◎相談支援事業所「幕別あすなろ会」	札内新北町	☎ (0155) 56-8901
◎基幹相談支援センター（福祉課障がい福祉係内）		☎ (0155) 54-6612
	（十勝障がい者総合相談支援センター）	☎ (0155) 28-7599

地域相談員・十勝圏域地域づくり委員会

障がいのある人が虐待や差別を受けたり、さまざまな暮らしづらい問題は、地域相談員や上記の相談支援の窓口、十勝総合振興局 社会福祉課で相談を受けています。また、十勝圏域地域づくり委員会では、その問題の解決に向けて話し合う場となっており、虐待などの悪質な問題を地域づくり推進員や北海道知事の勧告により改善命令をいたします。

【地域相談員】

◎佐藤文子	札内新北町	☎ (0155) 56-3635
◎佐藤恵子	緑町	☎ (0155) 54-3077

【十勝圏域地域づくり委員会】

◎事務局	十勝総合振興局 社会福祉課	☎ (0155) 26-9079
------	---------------	------------------

幕別町内サービス事業所

【介護給付】※番号は事業所地図番号となっています。

事業所名	住所	電話番号	備考
居宅介護事業所ひかり ※①	幕別町札内北町 19 番 地 22	0155-67-1733	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
SOMPO ケア 幕別 訪問介護 ※②	幕別町札内桜町 136 番地	0155-28-5831	居宅介護 重度訪問介護
訪問介護事業所てと手 ※③	幕別町札内青葉町 4 番 地 4 カーサチロット 106	0155-67-4707	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
アクシス ※④	幕別町札内中央町 319 番地の 48	0155-66-4681	短期入所
札内寮ショートステイ サービス ※⑤	幕別町字依田 379 番 地	0155-56-4706	短期入所
ショートステイ 1-1 ※⑥	幕別町札内北栄町 1-1	0155-26-1411	短期入所
ショートステイ 2-1※ ⑥	幕別町札内北栄町 2-3	0155-67-6783	短期入所
たんぽぽ ※⑦	幕別町札内暁町 281 番地の 9	0155-56-5130	短期入所
ふらっと札内ショート ステイサービス ※⑤	幕別町字依田 379 番 地	0155-56-4706	短期入所
ステラ I ※⑫	幕別町札内共栄町 11 番地 19	0155-23-1766	短期入所
生活デイ やんがー ※⑥	幕別町札内北栄町 1 番 地の 1	0155-26-1411	生活介護 (基準該当)
タッチあいあい ※⑧	幕別町札内中央町 523 番地 10	0155-56-2452	生活介護
ひまわりの家 ※⑨	幕別町札内青葉町 185 番地	0155-56-6630	生活介護
福祉サービス事業所笑 心。 ※⑩	幕別町札内北町 21 番 地の 1	0155-66-4741	生活介護

事業所名	住所	電話番号	備考
ミラータイム ※④	幕別町札内中央町 319番地の48	0155-66-4681	生活介護
札内寮デイサービスセンター ※⑤	幕別町字依田 379 番地	0155-56-4706	生活介護 (基準該当)
十勝あすなろ会 ※⑪	幕別町札内新北町 77 番地 32	0155-56-6810	生活介護

【訓練等給付】※番号は事業所地図番号となっています。

事業所名	住所	電話番号	備考
カラダらいず ※⑫	幕別町札内共栄町 11 番地 1	0155-29-3891	自立訓練 (基準該当)
ひまわりの家 ※⑨	幕別町札内青葉町 185番地	0155-56-6630	就労継続支援 B型
PPC ※④	幕別町札内中央町 319番地の48	0155-67-0038	就労継続支援 B型
福祉サービス事業所 笑心。 ※⑩	幕別町札内北町 21 番 地 19	0155-66-4741	就労継続支援 B型
幕別あすなろ会 ※⑪	幕別町札内新北町 77 番地 35	0155-56-8901	就労継続支援 B型
フィオーレ帯広 ※⑮	幕別町札内青葉町 311-8	0155-66-8685	就労継続支援 B型
就労継続支援 A型ウェ ルズ ※⑯	幕別町札内西町 85-10	0155-20-1088	就労継続支援 A型
アクシス ※④	幕別町札内中央町 319番地の48	0155-66-4681	共同生活援助
アクシズ ※④	幕別町札内中央町 319番地の48	0155-66-4681	共同生活援助
ケアホーム ほくえい 1-1 ※⑥	幕別町札内北栄町 1-1	0155-26-1411	共同生活援助
ケアホーム ほくえい 2-1 ※⑥	幕別町札内北栄町 2-1	0155-67-6781	共同生活援助
ステラ I ※⑫	幕別町札内共栄町 11 番地 19	0155-23-1766	共同生活援助

事業所名	住所	電話番号	備考
ステラⅡ ※⑫	幕別町札内共栄町 11 番地 19	0155-23-1766	共同生活援助
たんぽぽ ※⑦	幕別町札内暁町 281 番地の 9	0155-56-5130	共同生活援助
フィオーレ幕別 ※⑬	幕別町旭町 24 番地 72	0155-66-5322	共同生活援助

【障がい児通所支援】 ※番号は事業所地図番号となっています。

事業所名	住所	電話番号	備考
それいゆ ※⑭	幕別町札内青葉町 185 番地	0155-55-5035	放課後等デイ サービス
放課後等デイサービ スにーに ※⑥	幕別町札内北栄町 1-1	0155-26-2022	放課後等デイ サービス
すてっぴ ※⑫	幕別町札内共栄町 11 番 地 1	0155-29-3891	児童発達支援 放課後等デイ サービス

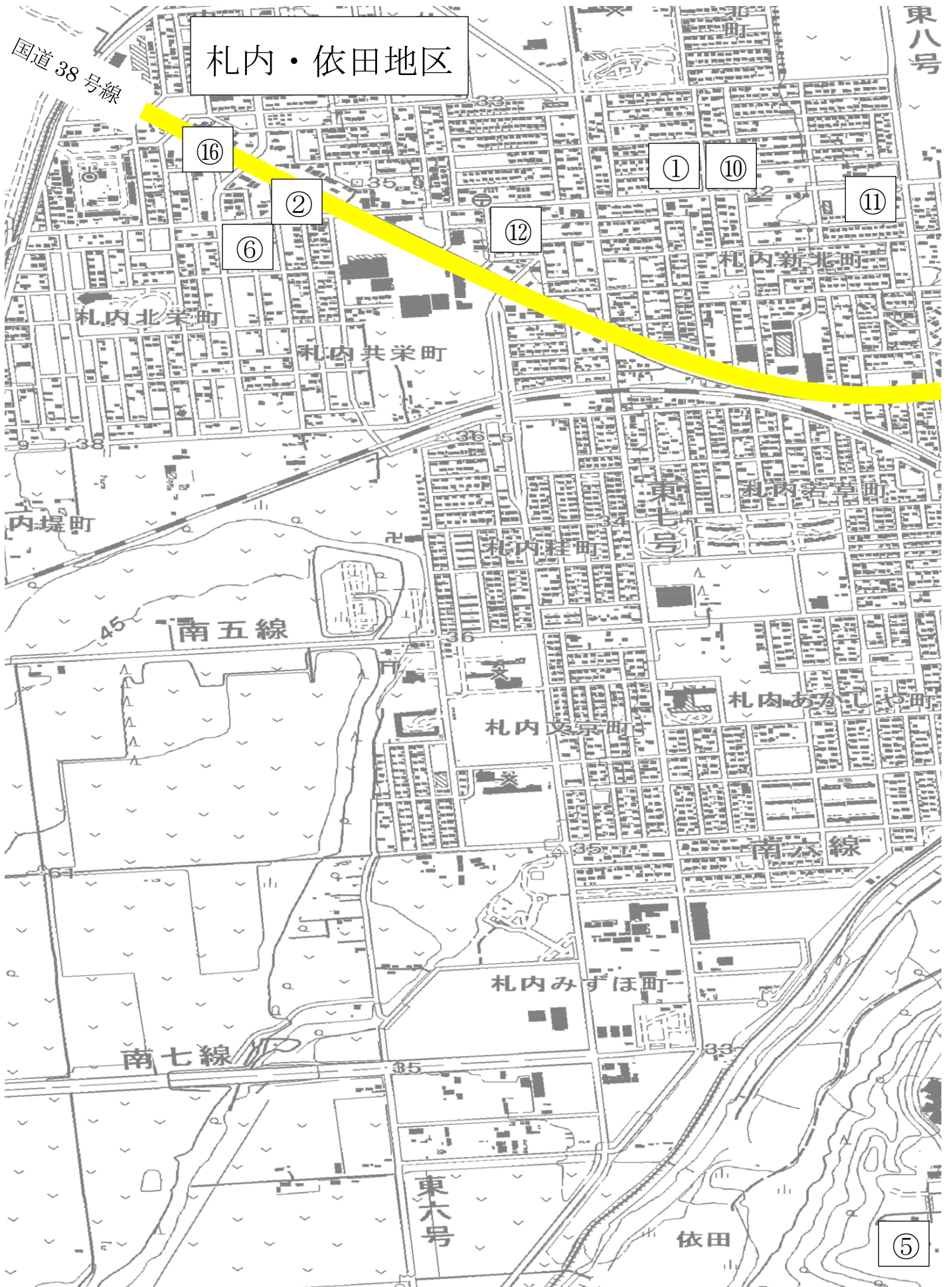
【地域生活支援事業】 ※番号は事業所地図番号となっています。

事業所名	住所	電話番号	備考
それいゆ ※⑭	幕別町札内青葉町 185 番地	0155-55-5035	日中一時支援 移動支援
タッチあいあい ※⑧	幕別町札内中央町 523 番地 10	0155-56-2452	日中一時支援
すてっぴ ※⑫	幕別町札内共栄町 11 番 地 1	0155-29-3891	日中一時支援
ミラータイム ※④	幕別町札内中央町 319 番地の 48	0155-66-4681	日中一時支援
ひかり ※①	幕別町札内北町 19 番地 22	0155-67-1733	日中一時支援
福祉サービス事業所 笑心。 ※⑩	幕別町札内北町 21 番地 19	0155-66-4741	日中一時支援
地域活動支援センタ ーひまわりの家 ※⑨	幕別町札内青葉町 185 番地	0155-56-7730	地域活動支援 センター

【指定相談支援事業所】 ※番号は事業所地図番号となっています。

事業所名	住所	電話番号	備考
相談支援事業所ひかり ※①	幕別町札内北町 19 番地 22	0155-67-1733	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
指定相談支援事業所 ひまわりの家 ※⑨	幕別町札内青葉町 185 番地	0155-66-4509	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
相談支援事業所笑心。 ※⑩	幕別町札内北町 21 番地 19	0155-66-4741	計画相談支援
タッチあいあい ※⑧	幕別町札内中央町 523 番地 10	0155-56-2452	計画相談支援
てと手※③	幕別町札内青葉町 4 番 地 4	0155-67-4707	計画相談支援
幕別あすなろ会 ※⑪	幕別町札内新北町 77 番 地 35	0155-56-8901	計画相談支援
ミラータイム ※④	幕別町札内中央町 319 番地の 48	0155-66-4681	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援

【事業所地図】





障がい者のシンボルマーク



障がい者に関するマークには、主に下記のようなものがあります。これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
Tel:03-5273-0601
Fax:03-5273-1523)

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(警察庁交通局交通企画課 Tel:03-3581-0141(代))

盲人のための国際シンボルマーク



盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

(社会福祉法人日本盲人福祉委員会 Tel:03-5291-7885)

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。

(岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 Tel:058-214-2138
Fax058-265-7613)

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関、デパートやホテルなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。



(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
Tel:03-5253-1111(代) Fax:03-3503-1237)

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。



(一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
Tel:03-3225-5600 Fax:03-3354-0046)

ヒアリングループマーク

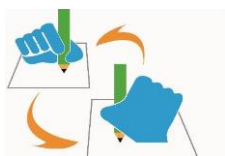
補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。



(一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
Tel:03-3225-5600 Fax:03-3354-0046)

筆談マーク

耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、公共および民間施設の窓口など、筆談による対応ができるところが提示できます。耳が聞こえない人などがこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口などが提示している場合は「筆談で対応します」などの意味になります。



(一般財団法人全日本ろうあ連盟 Tel:03-3268-8847
Fax:03-3267-3445)

手話マーク



耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、公共および民間施設の窓口など、手話による対応ができるところが提示できます。耳が聞こえない人などがこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口などが提示している場合は「手話で対応します」などの意味になります。

(一般財団法人全日本ろうあ連盟 Tel:03-3268-8847
Fax:03-3267-3445)

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(警察庁交通局交通企画課 Tel:03-3581-0141(代))

オストメイト用設備/オストメイト



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のことをいいます。このマークは、オストメイトのための設備があることおよびオストメイトであることを表しています。

(公益社団法人交通エコロジー・モビリティ財団 Tel:03-3221-6673
Fax:03-3221-6674)

ハートプラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、じん臓、呼吸機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓）に障がいのある方は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたいといったことを希望していることがあるため、このマークを身に着けた方を見かけた場合は、内部障がい者への理解と協力をお願いします。

(特定非営利活動法人ハート・プラスの会 Tel:080-4824-9928)

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

(幕別町保健福祉部福祉課障がい福祉係 Tel:0155-54-6612
Fax:0155-54-3839)



内閣府 「障害者に関するマークの一例」

その他（ハートフルマーク、ヘルプカード）



ハートフルマーク

ハートフルマークは、あたたかいハートの中で、障がい者と経営者がともに手を取り合って働く姿をデザインしたもので、人の優しさをハートの笑顔で表現しています。

このマークは公益社団法人全国障害者雇用事業所協会のシンボルマークであり、会員事業所の製品や商品につけることができます。これにより、障がい者の雇用に熱心な事業所であることをPR することができ、官公需の受注促進にもつながります。

(公益社団法人全国障害者雇用事業所協会
Tel:03-6280-3627 Fax:03-6280-3628)



ヘルプカード

障がいのある方などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない方がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションの障がいのためうまく伝えられない」「困っていることを自覚していない」方もいます。「ヘルプカード」は、障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時などの手助けを求めたい時に、周囲の人に提示することで手助けを求めるものです。「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。

(幕別町保健福祉部福祉課障がい福祉係
Tel:0155-54-6612 Fax:0155-54-3839)

みんなのふくし
～障がい者の福祉制度について～

令和5年6月発行

編集・発行 〒089-0692 幕別町本町130番地1

幕別町保健福祉部福祉課障がい福祉係

☎ 0155-54-6612

FAX 0155-54-3839